

平成 30 年度・第 1 回定例理事会議事録

1. 招集年月日 平成 30 年 4 月 26 日 (木)
2. 開催日時 平成 30 年 5 月 14 日 (月) 午後 0 時 00 分
3. 開催場所 東北遊技機商業協同組合事務局会議室
4. 理事・監事の数及び出席理事・監事の数並びにその出席方法
 理事の数 12 名 内出席理事 10 名 (議場に出席)
 監事の数 2 名 内出席監事 2 名 (議場に出席)
5. 出席理事の氏名
 高橋一則 永山恵治 堀内幸男 山内清司 伊藤樹里 佐藤裕史
 林 義信 杉本信夫 柳 漢成 木幡士朗
6. 出席監事の氏名
 橘 明 門田祐也
7. 議長の氏名
 理事長 高橋一則
8. 決議事項に特別の利害関係を有する理事の氏名
 該当なし
9. 議事の経過の要領及び議案別議決の結果

第 1 号議案 経常利益 (4 月分) に関する件<報告事項>

事務局より下記のとおり、平成 30 年 4 月末現在の検定書類・確認証紙の発給状況及び経営状況について、詳細に説明がなされ、満場一致で了承された。

1 検定書類、確認証紙の発給状況

区 分	検 定 書 類			確 認 証 紙		
	検 定	認 定	計	検 定	認 定	計
当月受理件数	4,065	0	4,065	5,811	0	5,811
前年同月	4,791	312	5,103	7,407	479	7,886
増 減 率	-15.2%	-100.0%	-20.3%	-21.5%	-100.0%	-26.3%
年度累積	4,065	0	4,065	5,811	0	5,811
前年同期累積	4,791	312	5,103	7,407	479	7,886
増 減 率	-15.2%	-100.0%	-20.3%	-21.5%	-100.0%	-26.3%

2 経営状況

○ 4 月末現在の当期純利益(累計)

a 営業損益 p5				
売上総利益	13,235,504			
		販売費及び一般管理費	14,424,528	-1,189,024
前年同月	17,402,959		11,834,581	9,470,337
差し引き	-4,167,455		2,589,947	-10,659,361
増 減 率	-23.9%		21.9%	-87.4%

b営業外損益等 p6				
営業外収益	302,223			
雑損失		営業外費用	0	
貸倒引当金戻入		特別損失		
		法人税、住民税及び事業税	153	
				302,070
当期純利益(a+b)	13,537,727	-	14,424,681	-886,954
			前年同月	4,848,048
			差し引き	-5,735,002
			増減率	-118.3%

第2号議案 新規加入手続き要領の一部変更に関する件<審議事項>

菊地顧問より、別添のとおり、新規加入手続き要領の一部変更の理由及び変更内容の説明がなされ、満場一致で了承された。

第3号議案 通常総会模擬進行に関する件<確認事項>

事務局作成の「進行要領」等により、平成30年度・第30回通常総会の模擬進行を実施した。

第4号議案 その他

(1) 「民団宮城新聞」広告掲載について<審議事項>

本年5月をもって契約期間が満了となる、「民団宮城新聞」広告掲載について継続の要請文書が届き、審議した結果、6か月間（一枠1,000円×6か月=30,000円）継続することが、満場一致で了承された。

(2) 新台部会組合員へコピー用紙を送ることについて<審議事項>

メーカーに対して機歴照会を連日 FAX しコピー用紙等の負担をかけていることから、少しでも負担を軽減してもらう趣旨で平成27年より実施している、新台部会員に対するコピー用紙を送ることについて、事務局より本年度の継続について上程がなされた。具体的には1社当たり1回、10,000枚（2,500枚入り×4箱）を年3回（5月、9月、1月）送っているものである。審議した結果、引き続き送ることは了承し、枚数が足りているのか、用紙の材質はこれまでのとおりで良いのか、新台部会で検討して貰い、その結果を受けて、次回理事会で再審議するものとした。

(3) 「'18東北6県合同パチンコ・パチスロファン感謝デーinやまがた」の開催に伴う協賛金について<報告事項>

山形県遊協から、7月14日～16日に開催される「'18東北6県合同パチンコ・パチスロファン感謝デーinやまがた」に対する協賛金の協力依頼があ

ったものであるが、締切日が5月11日であったため、高橋理事長の了承を受け、例年どおり協賛金1口3万円を拠出した旨事務局から事後報告がなされ、満場一致で了承された。

- (4) 「第50回福島県遊連チャリティゴルフコンペ」開催に伴う協賛金について<報告事項>

福島県遊連から、6月7日～8日に開催される「第50回福島県遊連チャリティゴルフコンペ」に対する協賛金の協力依頼があったものであるが、締切日が5月8日であったため、高橋理事長の了承を受け、例年どおり協賛金3万円を拠出した旨事務局から事後報告がなされ、満場一致で了承された。

- (5) 平成30年度版「組合名簿」並びに「秋遊協会報」への広告掲載について<審議事項>

秋田県遊協から、平成30年度版「組合員名簿」並びに「秋遊協会報」への広告掲載依頼が届き、審議した結果、例年どおり「組合員名簿」に1コマ3,000円、「秋遊協会報」に1コマ30,000円(10,000円×年3回)を拠出することが、満場一致で了承された。

- (6) 北海道遊商主催の勉強会への参加について<審議事項>

北海道遊商が主催し6月25日～27日に開催される、月曜日開店をなくし、日曜夜間作業の休業等に関する働き方改革を含めた組合運営や今後の中古機流通の課題、ジャパンセキュリティサービスの高石氏の講話等をメインとした勉強会への参加者について、五役が参加することが、満場一致で了承された。

- (7) 次回以降の理事会開催日について<審議事項>

次回理事会開催日を総会当日の5月25日(金)11時から、また予備理事会日を6月15日(金)12時からとすることが、満場一致で了承された。

以上をもって、午後3時00分、理事会を終了した。

議長は、本日の理事会の議事を明確にするため、出席した役員全員とともに本議事録を作成し、別表のとおり記名押印する。

平成 30 年 5 月 14 日定例理事会

新規加入手続き要領の一部変更理由書

1 変更の理由

新規加入手続き要領 1 (2)「代表者変更届」に添付する様式 2 の提出書類については、これまで変更届出者を代表取締役等として一律に取扱ってきたが、変更届出者の中には法人の支店または営業所の長として届出る者もあることから、現状に即した形に変更する必要がある、別記様式 2「代表者変更届」裏面注意書きの提出すべき必要書類を「代表取締役等」と「それ以外の者」の代表者変更に分けて細分化することとした。

2 変更内容

提出すべき必要書類 (別記様式 2「代表者変更届」裏面)

代表者変更にあたっては、次の書類の各 1 通を組合事務局へ提出するものとする。

1 代表取締役等の代表者変更

- (1) 代表者変更届 (組合ホームページ掲載：様式 2)
- (2) 代表者の履歴書 (写真貼付)
(新規組合加入規約：別記様式第 3 号)
- (3) 代表者の住民票
- (4) 古物商許可書の写し
- (5) 法人登記簿謄本 (履歴事項全部証明書)
- (6) 誓約書 (新規組合加入規約：別記様式第 6 号)
- (7) 遊技機取扱主任者証の写し
- (8) 従業員名簿 (遊技機販売に従事する者を含む) の一覧表
(身分証明書規約：別記様式第 4 号)

2 上記 1 以外 (支店長等) の代表者変更

- (1) 代表者変更届 (組合ホームページ掲載：様式 2)
- (2) 代表者の履歴書 (写真貼付)
(新規組合加入規約：別記様式第 3 号)
- (3) 辞令又は辞令に準ずるもの (遊技機取扱主任者証の写し等)

と変更したものである。

新規加入手続き要領の一部変更の新旧対照表

新	旧
新規加入手続き要領（案）	新規加入手続き要領
平成 30 年 2 月 14 日施行 平成 30 年 5 月 14 日変更	平成 30 年 2 月 14 日施行
・・・省略・・・	・・・省略・・・
別記様式 2	別記様式 2
(注) 提出すべき必要書類（裏面参照） 別記様式 2 裏面 (提出すべき必要書類) 代表者変更にあたっては、次の書類の各 1 通を組合事務局へ提出するものとする。	(注) 提出すべき必要書類（裏面参照） 別記様式 2 裏面 (提出すべき必要書類) 代表者変更にあたっては、次の書類の各 1 通を組合事務局へ提出するものとする。
1 代表取締役等の代表者変更	(1) 代表者変更届（組合ホームページ掲載：様式 2）
(1) 代表者変更届（組合ホームページ掲載：様式 2）	(2) 代表者の履歴書（写真貼付） （新規組合加入規約：別記様式第 3 号）
(2) 代表者の履歴書（写真貼付） （新規組合加入規約：別記様式第 3 号）	(3) 代表者の住民票
(3) 代表者の住民票	(4) 古物商許可書の写し
(4) 古物商許可書の写し	(5) 法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）
(5) 法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）	(6) 誓約書（新規組合加入規約：別記様式第 6 号）
(6) 誓約書（新規組合加入規約：別記様式第 6 号）	(7) 遊技機取扱主任者証の写し
(7) 遊技機取扱主任者証の写し	(8) 従業員名簿（遊技機販売に従事する者を含む）の一覧表 （身分証明書規約：別記様式第 4 号）
(8) 従業員名簿（遊技機販売に従事する者を含む）の一覧表 （身分証明書規約：別記様式第 4 号）	
2 上記 1 以外の代表者変更（支店長等）	
(1) 代表者変更届（組合ホームページ掲載：様式 2）	
(2) 代表者の履歴書（写真貼付）	

(新規組合加入規約：別記様式第
3号)

(3) 辞令又は辞令に準ずるもの(遊
技機取扱主任者証の写し等)

附 則

この要領は、平成8年5月28日から施行する。

この要領は、平成19年9月21日から施行する。

この要領の一部変更により、この要領は、平成20年10月21日から施行する。

この要領の一部変更により、この要領は、平成21年1月16日から施行する。

この要領の一部変更により、この要領は、平成21年5月15日から施行する。

この要領の一部変更により、この要領は、平成21年7月17日から施行する。

この要領の一部変更により、この要領は、平成22年9月8日から施行する。

この要領の一部変更により、この要領は、平成23年6月8日から施行する。

この要領の一部変更により、この要領は、平成24年2月3日から施行する。

この要領の一部変更により、この要領は、平成30年2月14日から施行する。

この要領の一部変更により、この要領は、平成30年5月14日から施行する。

附 則

この要領は、平成8年5月28日から施行する。

この要領は、平成19年9月21日から施行する。

この要領の一部変更により、この要領は、平成20年10月21日から施行する。

この要領の一部変更により、この要領は、平成21年1月16日から施行する。

この要領の一部変更により、この要領は、平成21年5月15日から施行する。

この要領の一部変更により、この要領は、平成21年7月17日から施行する。

この要領の一部変更により、この要領は、平成22年9月8日から施行する。

この要領の一部変更により、この要領は、平成23年6月8日から施行する。

この要領の一部変更により、この要領は、平成24年2月3日から施行する。

この要領の一部変更により、この要領は、平成30年2月14日から施行する。

新規加入手続き要領

1 各種変更届

組合加入後、社名・事業所・代表者名等に変更が生じた場合は、予め事務局を通し、事前に組合に相談の上、別記様式により、必要書類を添えて速やかに組合理事長宛に届け出ること。

(1) 社名変更届〈別記様式1〉

登記簿謄本（写し可）を添付の上、届出すること。

(2) 代表者変更届〈別記様式2〉

登記簿謄本（写し可）を添付の上、届出すること。

登記簿謄本（写し可）を添付の上、届出すること。

ただし、

a 代表者変更は、当該会社の取締役として3年以上、または当該会社の従業員として5年以上勤務する者。

b 代表者変更は、転売目的でないこと。

を要件とし、総務委員会からの具申により、理事会で決議する。

(3) 事業所変更届〈別記様式3〉

登記簿謄本（写し可）を添付の上、届出すること。

(4) 記載事項変更届〈別記様式4〉

各必要書類添付の上、届出すること。

(5) 脱退届〈別記様式5〉脱退予告届〈別記様式6〉

組合を脱退する場合は、脱退する90日前までに脱退予告届を理事長宛に提出すること。

2 主要業務

(1) 中古遊技機の取扱いに関する業務

(2) 共同購買事業

① 中古遊技機型式保全用ビニール袋・セキュリテイシール共同購買事業

② 確認証紙(中古・認定)の発給

(3) 身分証名証の発給（身分証明書等取扱規約参照のこと。）

3 廃棄台処理関係

遊技機廃棄台処理関係業務資料については、別添資料のとおり。

廃棄台の処理にあたっては、不法投棄等環境保全に配慮した適正な処理に努めること。

4 (一社) 日本遊技機関連事業協会（日遊協）関係

遊技機販売業者登録並びに遊技機取扱主任者の新規試験及び更新受講の申

込み等の取次を行っている。

(1) 「遊技機販売業社登録」

「遊技機販売業社登録に関する規程」に基づき日遊協で実施している。
詳細は、同規程参照のこと。

(2) 「遊技機取扱主任者」更新・新規試験受験者の受講

「遊技機販売業社登録に関する規程」に基づき日遊協で実施している。
詳細は、同規程参照のこと。

(3) 「遊技機販売業社登録」「遊技機取扱主任者」の変更届

① 記載事項変更届出書

遊技機販売業社登録に変更があった場合、日遊協に届け出ること。

② 遊技機取扱主任者証記載事項変更届出書

遊技機取扱主任者証に変更があった場合、日遊協に届け出ること。

5 組合費等

(1) 組合費及び部会等

① 組合費は、一ヶ月10,000円

毎月の月末までに、組合口座へ振込納入すること。

② 部会費は、各部会ごとに徴収・管理しているため、加入の際、部会長に確認すること。

6 加入金・出資金・保証金（新規組合加入規約参照のこと。）

7 組合の口座「組合賦課金（組合費）・書類代金等」

振込先

○取扱銀行 七十七銀行仙台東口支店

・種別 普通預金

・口座番号 5217890

・口座名義 7東北遊技機商業協同組合

・理事長 高橋 一則宛

8 加入申込書の書き方

本組合に加入しようとする商社等は、組合事務局へ加入の意思表示をし、組合においては一通り説明をして希望部会及び必要書類を準備させ、必要書類を具備した段階で『総務委員会』を招集し、委員会の席上に当該関係者（加入申込者・推薦保証人4名）を招致し面接等による精査を行い、概ねの部会を判断し、関係申請書類を3部会長へ送付し部会審議を委ね、当該部会長は、最終的に直近の理事会へ上程し、理事会において加入承認と所属部会の決定を行う。

なお、組合員の活動は、定款により「東北6県」が活動の区域となっており、営業活動の拠点となる事業所もこれに準じる。

また、組合及び組合員相互の連絡を行うため、事務所には電話及びFAX等

の通信機器が必要となる。

9 加入時の必要書類（新規組合加入規約参照のこと。）

附 則

この要領は、平成8年5月28日から施行する。

この要領は、平成19年9月21日から施行する。

この要領の一部変更により、この要領は、平成20年10月21日から施行する。

この要領の一部変更により、この要領は、平成21年1月16日から施行する。

この要領の一部変更により、この要領は、平成21年5月15日から施行する。

この要領の一部変更により、この要領は、平成21年7月17日から施行する。

この要領の一部変更により、この要領は、平成22年9月8日から施行する。

この要領の一部変更により、この要領は、平成23年6月8日から施行する。

この要領の一部変更により、この要領は、平成24年2月3日から施行する。

この要領の一部変更により、この要領は、平成30年2月14日から施行する。

この要領の一部変更により、この要領は、平成30年5月14日から施行する。

平成 年 月 日

東北遊技機商業協同組合

理事長 高橋 一 則 様

所 在 地
商 社 名
代 表 者 氏 名

印

代 表 者 変 更 届

みだしのことについて、下記のとおり代表者を変更しましたので、
登記簿謄本を添えて届出します。

記

3. 変 更 年 月 日 平成 年 月 日

4. 代 表 者 名 新代表者氏名

旧代表者氏名

(注) 提出すべき必要書類 (裏面参照)

(提出すべき必要書類)

代表者変更に当たっては、次の書類の各 1 通を組合事務局へ提出するものとする。

- 1 代表取締役等の代表者変更
 - (1) 代表者変更届(組合ホームページ掲載：様式 7)
 - (2) 代表者の履歴書(写真貼付)
(新規組合加入規約：別記様式第 3 号)
 - (3) 代表者の住民票
 - (4) 古物商許可書の写し
 - (5) 法人登記簿謄本(履歴事項全部証明書)
 - (6) 誓約書(新規組合加入規約：別記様式第 6 号)
 - (7) 遊技機取扱主任者証の写し
 - (8) 従業員名簿(遊技機販売に従事する者を含む)の一覧表
(身分証明書規約：別記様式第 4 号)

- 2 上記 1 以外(支店長等)の代表者変更
 - (1) 代表者変更届(組合ホームページ掲載：様式 7)
 - (2) 代表者の履歴書(写真貼付)
(新規組合加入規約：別記様式第 3 号)
 - (3) 辞令又は辞令に準ずるもの(遊技機取扱主任者証の写し等)